

公契約条例の審議に欠かせない、 業界労使の現状把握を

川村 雅則

はじめに

公契約条例の議論に際してとりわけ重要なのが、関係する労使の実態を明らかにすることである、と本誌で繰り返し述べてきた。公契約条例の目的は「〔前略〕事業者等の健全な経営環境に適切に配慮した上で、公契約に係る作業に従事する者の適正な労働環境を確保」（札幌市・再提出条例案）することなのであるから、自治体が発注する仕事で働く労使関係者がどういう状況にあるのか——労働者に支払われる賃金水準はどうか、それを規定する発注内容・条件やそもそもの入札制度の設計に問題はないかなどを明らかにすることが欠かせまい。

札幌そして旭川で私たちは、条例制定を視野に入れた取り組みを進めている（本誌157号「公契約条例を切り口に、地域の雇用と経済の立て直し運動を」など参照）。本稿では、その一部である2つのアンケート調査結果を紹介する。

1つは、全建総連札幌建設労働組合の協力で行った、組合員を対象にした、仕事や賃金に関する調査。もう1つは、旭川市に登録する建設事業者を対象に行った調査である。但し紙幅の都合で、両調査とも詳細の報告は別の機会にゆずる。なお、両調査とも不明は除いて集計を行っているので、各設問の有効回答は必ずしも一致しない。

札幌圏の建設労働者調査の結果

◆調査の概要

調査の問題意識は本誌156号「労務単価引き上げで賃金は改善されているのか」を参照されたい。組合員の属性のほか、賃金を中心とする

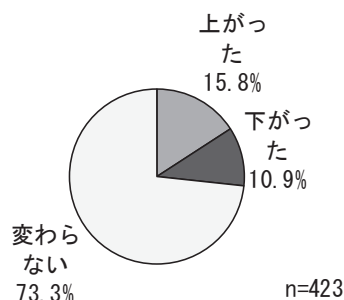
昨年の仕事の状況を尋ねた。調査票4000部を5月に配布し、同月内までに回収されたものを集計の対象とした。有効回答は「一人親方、従業員・職人」が623人、「事業主・親方」が380人である。今回報告するのは前者のうち、建設関連業種を除く、建設職527人の結果である。

◆全体の4分の3は賃金額に変化なし

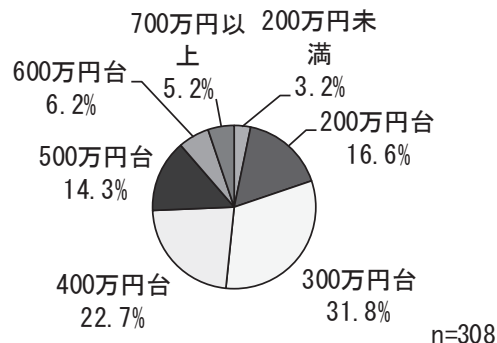
回答者のうち「一人親方」が3分の2強（68.6%）を占め、残り（31.4%）が「従業員・職人」である。5人を除く全員（522人）が男性で、平均年齢は51.2歳。経験年数は26.5年である。

さて、昨年の仕事状況は、「例年より良かった」も4分の1強（26.2%）を占めるが、最多は「変

図表1 昨年の賃金増減（一昨年比）



図表2 昨年の年間総収入



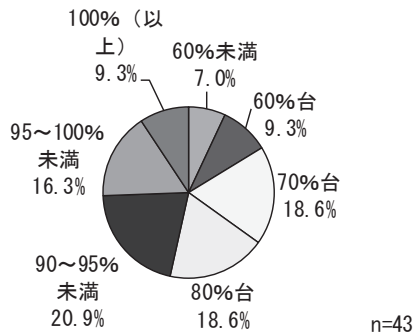
わらなかった」(55.9%)で、「例年より悪かった」も17.9%を占める。では次に賃金だ(ここからは、不明が多い点に留意されたい)。

一昨年と比べた、昨年の賃金額は(図表1)、「変わらない」が7割強を占め、「上がった」は15.8%にとどまる。また、ボーナスや手当等を含む昨年の年間総収入は(図表2)、平均で407.3万円である。技能労働者でこの水準なのである。現在の暮らしが「苦しい」と回答した者は合計で52.7%('大変苦しい'16.5%、'やや苦しい'36.2%)だった。

- ・労働賃金がまったく上がらない。生活が楽にならない!!50歳代/大工
- ・安全や書類など求められるのは多くなっているのに、単価は変わらず。40歳代/タイル工
- ・工事金額が下がり続けていて、仕事の継続が難しいです。40歳代/配管工
- ・物価は上がるが、一度下がった労賃は二度と上がらず!!40歳代/大工

◆公共工事従事者でも労務単価以下が多数

図表3 公共工事従事者の賃金水準(対公共工事設計労務単価比)

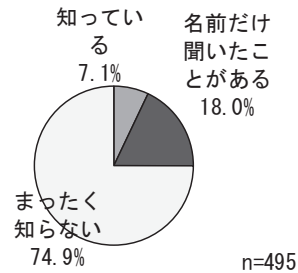


ところで、札幌市の発注する公共事業で働いたという者が、無回答者を除く468人のなかに62人いた。そのうち、職種と支払われていた賃金額(ここでは日額)が明らかな43人の賃金水準を整理したところ(図表3)、設計労務単価(以上)を支払われていたのは、43人中わずかに4人だけだった。

◆公契約条例は認知されていなかった

最後にもう一点。札幌市で審議された公契約条例については(図表4)、「まったく知らない」

図表4 札幌市公契約条例の認知状況



が全体の4分の3を占め、かろうじて「名前だけ知っている」が2割弱だった。よって条例に対する賛否も、「よくわからない」が圧倒的多数(93.4%)を占めた。

民間仕事が多いのだと推測されるが、それにしても、一般市民ではなく業界関係者で(しかも条例が審議されていた足下で)この認知状況だった点は、自治体関係者はもちろんのこと、私たちもまた厳しく受け止めなければなるまい。

旭川市に登録する建設事業者の調査結果

◆調査の概要

対象は、旭川市に登録している全ての建設及び建設関連事業者(1339事業者)だ。

事業経営や労務管理、契約をめぐる問題状況、そして入札制度や公共事業に関する意向などを尋ねた。調査票の配布(郵送)は6月で、7月中に回収されたものを分析の対象とした。回収は322部である(いずれも有効回答)。

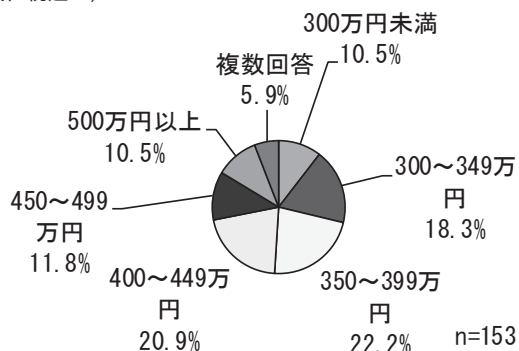
本稿では、道内に本社をおく、「総合業者」69事業者と「専門業者」99事業者の合計168事業者(「施工業者」)の結果をみていく。自由記述はいずれも、旭川市の業者の回答だ。

なお、あらかじめいうと、市に登録している業者が調査対象という事情もあり結果は、相対的に上位のものと推測される。

◆「常用の一人前の従業員」でも半数超は年収400万円未満

従業員に対する賃金支給額(年収、税込み)はどうか。「常用の一人前の従業員」で300万円台が4割、400万円台が3割である。

図表5 「常用の一人前の従業員」に対する賃金支給額（年収、税込み）



図表6 公共工事設計労務単価と比較した実際の賃金支払い状況、昨年の賃金額の増減（一昨年比）

		単位：事業者、%	
		152	100.0
A. 公共工事設計労務単価と比較した、実際の賃金支払い状況	平均すると単価通りか	88	57.9
	それ以上支払った		
	平均すると9割以上の賃金を支払った	32	21.1
	平均すると8～9割の賃金を支払った	21	13.8
	平均すると8割未満の賃金を支払った	11	7.2
		161	100.0
B. 昨年の賃金額の増減（前年比）	据え置いた	64	39.8
	上げた	96	59.6
	下げた	1	0.6

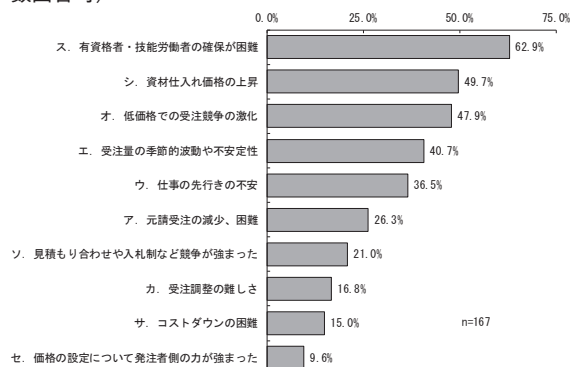
では設計労務単価の引き上げに対して、現場での支払はどうか。結果は（図表6 - A）、「平均すると単価どおりかそれ以上支払った」が全体の6割弱だ。予想していたより高い遵守状況である。次に昨年の賃金額の増減は（同B）、「上げた」が約6割を占める一方で、「据え置いた」も約4割と少なくない。上げなかった理由としては、「経営の見通しが立たないため」（46.6%）、「そもそも適正な発注価格ではなかった」（20.7%）があげられていた。

◆技能労働者の確保の困難——事業経営上の悩みや問題点

事業経営上の悩みや問題点は何か。17項目中上位10項目を整理したのが図表7である。

最多は「ス. 有資格者・技能労働者の確保が困難」で、62.9%だ。また「オ. 低価格での受注競争の激化」（47.9%）の一方で「シ. 資材仕入れ価格の上昇」（49.7%）という問題で、とくに後者は、「総合業者」では57.4%に及ぶ。加えて、仕事の受注の不安定性や見通しの無さに訴えが多い（「ウ」「エ」）。

図表7 事務経営上抱えている主な悩みや問題点など（複数回答可）



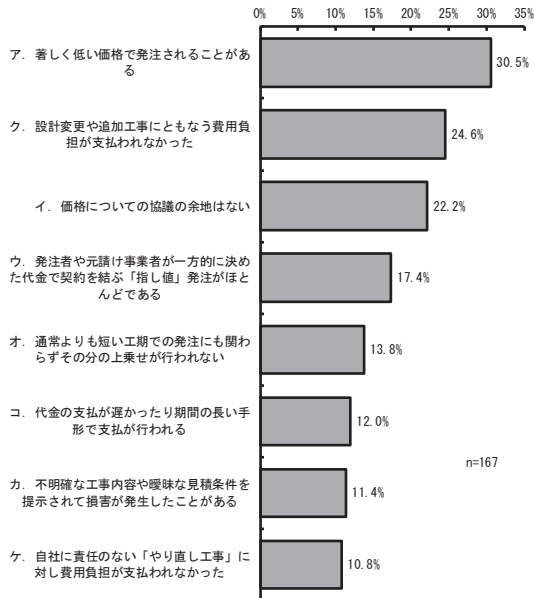
- ・公共工事、委託の技術評価をしないため、不良業者との競争見積もり入札などで過当な競争を強いられている。
- ・下請業者を含めた技術者、労働者の確保に苦慮。資機材価格の上昇、労務費膨張による採算面の悪化。
- ・社会保険や、人や物に対する保障等のお金（保険代）が請負代金でまかなえない。
- ・自分たちの間違い、手落ちを、元請を通して、1次業者まで、契約金、工程において、無理を言うてくる。

◆契約にみられる不公正問題

発注者や元請業者と、下請け業者との間の契約の不公正に関して、ここ1,2年での経験をまとめたのが図表8だ（1割超の回答を掲載）。

まず、発注者や元請業者から「ア. 著しく低い価格で発注されることがある」のが3割に及ぶ。2割はそもそも「イ. 価格についての協議の余地はない」という。さらに、「指し値」発注も（「ウ」）も、全体で17.4%、「専門業者」では23.2%に及ぶ。加えて、発注後の問題として、「ク. 設計変更や追加工事にともなう費用負担が支払われなかった」が4分の1を占める。

図表8 ここ1、2年での、発注者や元請業者との間で経験していること（複数回答可）



- ・先行発注が多く、工事着工前の契約が遅い。したがって工事代金も遅れる。
- ・改修工事が多く、設計図面と現場との違いが多く、設計変更等による追加金額が支払われていない。
- ・工事受注後、資材等の値上がりや労働者不足により下請業者の見積価格の高騰、工事が秋から冬にかけて集中するため、経費の上昇となっている。

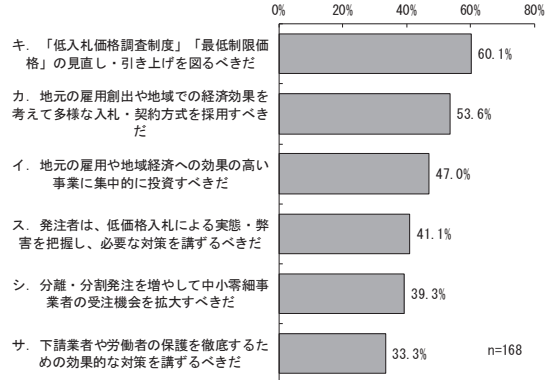
◆求められる、低価格競争への歯止め——入札制度や公共事業に対する考え方など

4 択で尋ねた、旭川市の入札制度には（n = 128）、不満が半数を超えていた（「不満」27.3%、「どちらか」として不満 28.9%）。事業者側のこの不満の中身を掘り下げるなど、いわば、旭川市の入札制度の検証が必要ではないか。

最後に、公共工事や入札制度に対する考えや要望15項目のうち、3割を超えて同意されたものをまとめた（図表9）。

最多は、低価格競争への歯止めだ（「キ」）。関連して、地元の雇用創出や地域での経済効果考えた多様な入札・契約方式の採用（「カ」）、低価格入札による実態・弊害の把握と、必要な

図表9 公共事業や入札制度に対する考えや要望など（複数回答可）



対策（「ス」）も多い。

入札制度に関しては、他に、分離・分割発注（「シ」）を求める声とりわけ「専門業者」では半数を超えている（53.5%）ほか、下請け業者や労働者の保護を求める声（「サ」）が全体で3分の1を占めていることを、指摘したい。

- ・最低制限価格の引き上げによるダンピング受注の防止、社会保険加入の前倒しによる福利厚生充実、通年施行化による通年雇用の拡大、〔これらによって〕若年者の採用と定着を図る。
- ・これ〔一括発注〕が重層的下請構造となり、賃金が低下。資金の流れの透明性も失われている。
- ・最低価格を適正価格で受注するように見直すことで、末端までの労務単価も底上げできるようになる。
- ・官庁の積算での単価歩掛等の見直しが必要である。とくに燃料価格の変動に対しての順応が遅く、実態額との差がありすぎ。

まとめに代えて

公契約条例の審議過程で留意すべきことがらは様々だろうが、本誌で繰り返し指摘している関係労使の実態を明らかにし、そこから建設的な議論を重ねていくことは、政策立案において基本的な作業だと思う。自治体にその自覚がもし十分でないなら、議会関係者や労使関係者、とりわけ労働組合には事態を動かすけん引役となってもらいたい。

（かわむら まさのり 北海学園大学准教授）